

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成30年12月13日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議世事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	田上	洋子君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君

平成30年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成30年12月13日（木）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

日程第 3. 議案第62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

日程第10. 議案第69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11. 議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12. 議案第71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13. 議案第72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14. 議案第73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

日程第15. 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて

日程第16. 議案第75号 損害賠償の額を定めることについて

日程第17. 意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について

日程第18. 決議案第3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

日程第19. 休会の件

午前10時02分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 伊藤裕一でございます。

本日は大きく2点質問させていただきます。

高齢化が進む中、公共交通は生活の足としてその重要性を増しており、さきの議会報告会でもテーマの一つとなったところでございますが、本日は公共交通のうち、かつば号のルート新設の検討状況を中心に伺います。

周知のとおり、ひたち野うしく地区におけるかつば号のルートとしましては、牛久駅東口を出発し、牛久運動公園を經由し、ひたち野うしく駅東口に向かう運動公園ルートのみであり、地域住民の要望などを受けましてひたち野うしく地区を回る新ルートの開設が検討されているとのことであります。

そこで、新ルートの概要を、開設予定時期、ルートの詳細など含めましてお示してください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市のコミュニティバスかつば号は、平成28年6月に策定された牛久市地域交通網形成計画において、既存の路線バス系統を補完するものとして位置づけられました。同計画におきましても新規ルートの開設に当たっては、路線バスが運行されていない市街化区域や郊外団地内の人口密度の高い地域における検討をすることとなっております。この人口密度の高い地域とは、1ヘクタール当たり30人以上の人口がある地域を指し、そのような地域の中でコミュニティバスが運行されていないのが、ひたち野うしくを中心としたひたち野うしく地区になります。本議会の池辺議員の一般質問でも御答弁いたしました。現在市では、ひたち野うしく地区によるコミュニティバスの新規ルート開設の準備を進めております。開設の時期につきましては、現在検討中でございます。ルートにつきましても、地元の行政区や運行業者等の意見を聞きながら、現在調査、調整中であります。ルートの選定に当たりましては、ひたち野うしく地区の東西を結ぶものとし、人口の分布や利便性を考慮した上で、地区内の公共施設、医療機関、商業施設へのアクセスができるように考えております。また、走行する道路に関しては、交通安全に配慮し、十分な幅員、センターラインや歩道などを整えた利用者及び通行車両の安全確保もできる道路を中心に運行するよう、検

討を進めてまいります。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） ひたち野うしくのルートは検討中ということでございまして、ひたち野うしく地区には運動公園や一般開放されているひたち野うしく小学校温水プールといったスポーツ施設があることから、牛久地区でも駅からやや離れた地域を中心に、ひたち野うしく地区とのアクセス向上を求める声を耳にするところであります。ルートの要望は多様であることから、牛久地区とひたち野うしく小学校が立地するひたち野西地区を結ぶというのは困難かもしれませんが、ひたち野うしく地区の新ルートの時刻を調整して、現行の運動公園ルートとの接続を図り、新ルートについては、先ほどおっしゃいましたように、ひたち野西までカバーするといった方法も考えられます。

以上を踏まえまして、牛久地区、ひたち野うしく地区間のアクセスについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

現在検討を進めております新ルートは、ひたち野うしく地区の東西を結ぶものとなります。ルート選定に当たりましては、利便性に配慮して、地区内の公共施設や医療機関、商業施設へのアクセスを確保できるよう努めていきたいと考えております。また、既存のかっぱ号、運動公園ルートとの接続にも考慮して、2つのルートの乗り継ぎもできるよう検討しているところでございます。

現在、運動公園ルートは全ルートの中で最大の利用者数を誇り、1日当たりの利用者数は、直近の平成30年10月で231人となっております。また、利用者数の伸びにつきましても、本年度は4月から10月までで5万1,174人の利用がございましたが、この利用者数は昨年度との比較でも3,669人の増であり、加えて、全ての月におきまして増加となりました。このため、市としましても、このルートを新ルートと接続して利便性の向上を図り、新ルートの利用者数の増加につなげたいと考えております。

それぞれのルートのコースや運行間隔など未確定な部分がございますが、ひたち野うしく駅など主要な停留所を共通化し、そのバス停で安全かつ円滑な乗り継ぎができるよう検討をしております。

このような考えに基づいて、具体化に向けた検討を進めておりますので、今後の事業の推進に御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 乗り継ぎができるように考慮していただける方向ということで、ぜひそのように検討していただければと思います。

続きまして2点目の質問は、自治体ポイントについてであります。

自治体ポイントとは、クレジットカードなどの民間企業が発行するポイントからの交換や、ボランティア活動などによってポイントをため地域の店舗等で利用できる制度のことであり、私もこれまで何回か取り上げてきたところであります。平成29年度第1回定例会での地域通貨としての提案は、無償のボランティアにポイント制はなじまないといった趣旨の回答でございましたが、その後、昨年8月に本市は水戸市、北茨城市とともにマイナンバーカードを活用した地域経済好循環システムの構築に向けた連絡調整機関でありますマイキープラットフォーム運用協議会に参加、同年第4回定例会ではマイナンバーカードの研究とあわせて自治体ポイントの調査、研究を行っている状況と答弁がございました。その際には、ボランティア活動におきましても交通費などの経費がかかることから経費分をポイントとして付与することは研究に値すると、当初より前向きな答弁もいただき、その後1年が経過しましたが、マイキープラットフォーム運用協議会における自治体ポイントの検討状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 自治体ポイントにつきましては、先ほど伊藤議員からもありましたけれども、今まで2回ほど御質問をいただいております。以前牛久市で行われましたボランティアポイント廃止の経緯から慎重にならざるを得ないこと、それと、マイキープラットフォーム協議会に加入し情報収集、研究に当たると言っていることなどを答弁申し上げました。

御質問のマイキープラットフォーム協議会につきましては、昨年の8月に発足して、発足の総会が行われて以来、協議会による参加団体が出席する会議、研修、情報交換会等は特に開催されておりません。

マイキープラットフォームを活用してクレジットカードのポイントを移行したり、そのポイントによる買い物ができたりするプラットフォームですが、11月末日現在、全国1,724自治体のうち74自治体がこれを使用して買い物などを可能にしておりますが、それはわずか4.3%にとどまっております。また、マイナンバーカードの普及につきましても平成30年10月末日現在、全国で12.1%、牛久市では12.8%とまだまだ普及していないのが現状でございます。

本市としましても、これまで同様、近隣や他自治体との動向を注視しつつ、引き続き情報収集、研究を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 協議会においてはちょっと活動が停滞しているとのことでありまして、マイナンバーカードについても、まだそれほど普及していないと御答弁をいただきました。しかしながら、報道によれば、消費増税対策として自民党が自治体ポイント活用を提言し、政府としてもキャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム商品券などの対策に加えて、2020年4月からマイナンバーカードに対するポイント加算を開始する方向で検討に入ったとのことであります。これを踏まえたと、マイナンバーカードの

普及につながる可能性もあり、本市としましても自治体ポイント導入を早目に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 自民党の経済成長戦略本部は11月22日に、来年10月の消費税10%への引き上げに向けた経済下支え策を首相に提言いたしました。その中に、マイナンバーカードを所有する人が中小店舗でクレジットカードなどによるキャッシュレス決済で買い物をした場合に、カードのポイントとは別に、さらに自治体ポイントを加算する案が盛り込まれております。諸外国でも進むキャッシュレス決済の促進と、先ほども答弁申し上げましたが、10月末で牛久市でも12.8%しか取得されていないマイナンバーカードの普及を進めるためかと思われます。

市といたしましても、来年の10月までにポイントでの地域の商店での買い物が可能となるような制度を制度化して普及を図れるかは、ちょっと疑問でございます。十分な検討と周到な準備が必要ではないかと考えております。

まず、1番の問題点としましては、高齢者のクレジットカード使用率の低さとマイナンバーカードの普及率の低さがございます。クレジットカード等を持たない高齢者がカードを所有し、マイナンバーカードの申請をし、インターネット上での登録作業を行っても、カード手数料負担の重さからカード利用が普及していない中小店舗の中から利用可能な店舗を探して、なおかつ他人には見せてはいけないとあって交付されましたマイナンバーカードを使ってまで買い物をするかは疑問に思われます。さらには、マイナンバーカード保有者がキャッシュレス決済をした場合のみ恩恵を受けられるという制度が公平性をどこまで確保、担保できるかは、大いに難しいものがございます。

引き続き自治体ポイント制度とマイナンバーカードの活用について、マイキープラットフォーム運用協議会からの情報をもとに、調査研究してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 引き続き国の動向等も見ながら検討していただきたいと思います。

先進事例を見ますと、この自治体ポイントを導入するに当たって、市民活動への参加やウォーキングなど健康増進への取り組みなど、幅広い活動にポイントを付与しており、今後の市民協働社会、健康長寿社会を目指す中でこれは必要な取り組みであると思われませんが、自治体ポイントと市民活動、健康増進への取り組みとの連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 健康増進の取り組みということですが、牛久市では、今年度から健康チャレンジと銘打ち、運動、食育、地域のつながり、忘れないでね健診の4つのテーマとしていわゆる自治体ポイント制度を導入しております。それぞれのテーマのチャレンジをクリアしポイントをためていくもので、

たまったポイントに対して景品を進呈し、その後の抽せんで賞品が当たる制度です。現時点では健康チャレンジをマイキープラットフォームを活用して行うことは検討しておりませんが、今後の状況により、それを活用する場合にはどのような連携が有効かを現在も調査しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現在の健康チャレンジ、そちらはピンバッジなどの商品がもらえるということでもありますけれども、そういったポイントは使い勝手がよいものでありますね。かつて行われていたボランティアポイントというのは時間預託型の、1時間自分がボランティアしたら、あとで1時間ボランティアを受けてもらえるという制度だったかと思っておりますけれども、それに比べれば非常に使い勝手のよいポイント制という制度でございますので、国の動向なども見きわめながら、ぜひ積極的に検討していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で、11番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

次に12番、長田麻美君。

〔12番長田麻美君登壇〕

○12番（長田麻美君） 改めまして、おはようございます。日本維新の会、長田麻美でございます。一般質問4日目、最後の登壇となりますが、通告に従って質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

大きく分けた1つ目として、牛久シャトーの今後についての質問をいたします。この質問に関しましては多くの同僚議員も質問をしておりますが、それだけ重要であり注目されていることが明確であると言えます。

牛久シャトーの物販、飲食事業の撤退が報道され、市民の方々はもちろん、市外、県外からも心配の声が寄せられております。本市において牛久シャトーとはランドマークであり、まさしくレガシーと言える重要文化財ですので、衰退してしまうのではないかと懸念する声上がるのも当然のことでしょう。撤退の理由として、運営するオエノンホールディングスは業績悪化と説明をしておりますが、日本遺産の申請に意欲的であった矢先のことですので、本市には大きな痛手となる結果となりました。民間企業ですので、業績悪化で収益の見込めない事業の延長も難しいとの判断をしたことは承知をしておりますが、やはり牛久市民として、年間40万人の方に来ていただいている歓楽でにぎわう牛久シャトーを存続させたいとの願いが大きいものであります。復興支援やイベントなどオエノンホールディングスとともに市が一体となって行ってきたことも多くありますので、今後も協力し合い、さらに盛り上げていくことが不可欠であります。

撤退を市は何も知らなかったのかと責めることは簡単でございます。本当に知らなかったとの回答を受け、その議論を行い続けても前には進めません。日本遺産の認定がかなわなかったこと、それに続く物販、飲食

の撤退、牛久シャトーの最近のマイナスイメージを払拭するように前を向くときであります。これを転機と捉え、牛久シャトーを中心とした地域創生の観光戦略に目を向けていきたいと思っております。

執行部から各種団体からの嘆願書がそろい次第、市長とオエノンホールディングス社長とのトップ会談を計画していることは伺っております。しかしながら、直近に迫った12月28日の撤退後も、週末、祭日だけでも飲食、物販、イベントなど、既存と違った形でも存続できるように考えていく必要があると思っております。今までに牛久青年会議所、商工会青年部、市内の飲食店が協力しているピザの里プロジェクト等のワインに合うものとして考えられたPIZZA FESTAなど、実績のあるイベントもございます。そういった団体にも協力していただき、所有するオエノンにスペースをお借りし、出店していただけたらいかでしょうか。また、かっぱ祭りやWaiワイまつりなどで出店していただいているところへも協力をいただけるかもしれません。オエノンの社長と市長とのトップ会談をこれからお決めになるというところですので、あわせてこの件に関しても御要望するべきであると考えます。

民間企業ですので、本市のお考えをお伺いするのも答弁が難しいことであると思っておりますが、まずは今後の運営が決定するまで、イベント型や露店等の出店を要望するお考えについてをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

今議会において答弁させていただいておりますとおり、長年市民に愛されてきた牛久シャトーは、市民の皆様にとって単なる観光施設というだけではなく、まちの象徴的な施設であり、思い入れが強い存在です。それゆえ現在の状態が継続できるよう、あらゆる可能性を模索し、市が積極的にかかわることができるように取り組むべきであると考えております。まずは市民の思いをオエノンホールディングスに伝えることが先決であり、そしてその後、施設の活用につきましても、オエノンホールディングスと牛久市で、市民にとって望まれる牛久シャトーとなるよう、あらゆる手段と方策を排除せずに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） シャトーについては議会の皆さんからも多くの質問をいただきました。私も毎日のように、市民の方に会うとシャトーという話がございまして。そして私の手紙についても毎日のようにあるわけでございます。それほど大きな話題というかそういうことであり、非常に私ども、そしてこの地域ならず、きょうは茨城県でも知事に対するそのような記者会見の項目に入っているというような話を聞いております。そういうことで、牛久のみならず茨城県、そしてこの前にもきのうですか、全国版にやはりシャトーについての記事が載っていました。ですから、本当に大きな問題になりつつあるのかなという私の思いでございます。ただ、そのような中で、これからどのようにしていくかということも、非常に私たちのこれからの課題

でございます。まず、起きたことは仕方ないという言葉はちょっと当てはまらないかもしれませんが、でも、もう未来志向でいくしかないんじゃないかなということで、私たちも。ただ、行政としてできること、そしてはっきり言って行政は営業的には下手でございます。いろいろな第三セクターと、非常にいいところもありますけれども、なかなか難しい部分もございます。そのような営業的な面を考えて、そしてこれから観光的な面も、営業も鑑みながらやらなきゃいけない。慎重で、なおかつ大胆にやる必要もあると思います。ですから、そのような中でどのような方法でいくかというのも非常にこれからの問題であり、そしてオエノンとのこれからのいろんな話し合い、そして今でも協議事項、お互いに合意する話も依頼をいただいています。その一つの中には、日本遺産の話も合意をいただいている。あと二、三、ここではまだ言えないことなんですけれども、合意をいただいている部分もございますので、そういうものをもとにして、そして早くにもあちらの会社に行きまして、牛久の思い、そしてこれからどうするかということも早急にやる必要があるのかなという、私の思いでございます。やはりこういう転機にして、もう一度牛久シャトーの、そして私たちのシンボルである牛久シャトーがこれからも牛久のシンボルであり続けるためにはどうしたらいいか、皆さんと一緒にいろんな御意見、そして御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 市長からの牛久シャトーに対する熱い思いは大変伝わりました。

1点確認なんですけれども、お相手があることですので、明確にこれをやっていくという答弁はいただけないのは重々承知なんですけど、先ほど申し上げましたいろいろなワインについて協力してきた団体等ですね、そういったところに協力を求めて、それをオエノンに伝えるお気持ちはあるかだけで結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久シャトーは日本で初めての醸造所でございます、それがどう日本にワインをもたらしたかということをお伝えしながら、そして今甲州市ともそのような日本遺産の共同をしております。ですから、きのうもちょっとオエノンにお邪魔する機会がございまして食事をしまして、もう席がいっぱいでした。そこにある人といろんな話をしたら、ここを日本のワインのルーツといいますか、日本のワインの集積地にしてもいいんじゃないかというようなことも話されました。ですからその関係、いろいろとお考えはあると思います。ですから、それらをもとにしながら、そしてこのワインを、そしてこのシャトーをどう結びつけてこれから私たちの大きなシンボルとして育てていくか。これは私たちの責務だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ささまざまな可能性を考えながら運営をしていくという答弁をいただきました。

2番目の質問に移ります。

今おっしゃっていただいたいろいろなことを考えて、またそれを推し進めていくためにも、一番には予算等を考えなくてはなりません。今後オエノンとの連携を深めていくためにも、市だけではなく国、県との連携の強化も必要かと思います。幾ら牛久市民の願いがあっても、業績を考え撤退を決めた企業に対し、手ぶらでお願いしても話は進まないと思います。市としてしっかりとしたプランを提示し、牛久市と手を取り合い運営していこうと思ってもらえるようなプレゼンが必要であります。いろいろな案があっても、実現には市の財政だけでは難しいので、国からの支援を求めるべきであると考えます。しかし、国への支援を申請する際、オエノンが飲食、物販を撤退するから、国指定の重要文化財だからといても、理由の薄い支援要請は難しいものがございます。

そこで着目するのが、地方創生推進交付金です。地方創生推進交付金は地域の稼ぐ力を引き出す事業が対象です。この交付金を獲得するための理由の2点として、近年、若者の地元離れ、都心部への流出により、第一次産業の衰退や限界集落の増加といった問題が恒常化しており、当市においても例外ではございません。その対策として、若者たちが魅力を感じられる仕事づくりの観点が一つ。もう一つとして、地方創生の主要施策の中で私が特に高い関心を有しているのが、観光業を強化する地域における連携体制の構築であります。牛久シャトーは牛久市が誇る観光名所であり、日本遺産に申請している経緯もございました。その牛久シャトーを拠点として、今まさにそのシャトーで新たな事業を計画し、最初に質問させていただいた市、団体等の協力を仰ぎます。牛久シャトーの観光拠点化と若者の仕事づくりを主とした観光客と飲食、物販売り上げの増加を主唱にし、国指定の重要文化財の観光資源、若者を呼び込む活気あるまちづくり、地方創生の観点での申請であります。その後、牛久シャトーの観光拠点化、さらに観光客増加と飲食、物販の売り上げの増加を事業の目的とし、市とオエノンの合同出資会社をつくり運営を行っていくことが必要であります。その点に関してもオエノンに要望し協力していければ、交付を受ける上で対象の事業分野が4点ございますが、仕事創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり、そして評価基準の自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、地方創生人材の確保、育成、国の総合戦略における5原則等、その多くの分野を獲得できると思います。国指定の重要文化財としての牛久シャトーを中心とした観光を生かすまちづくりとして、地方創生推進交付金の交付対象事業に該当できると考えますので、申請をするべきだと思います。

お考えについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

長田議員御指摘のとおり、市単独での取り組みではなく、県や国を巻き込んだ取り組みが重要であると考えております。さきに答弁させていただきましたとおり、現状では茨城県にとっても観光面で大きな痛手となることは間違いのない事実であります。先般、市長が県知事に直接お会いし、支援をいただける旨を快諾

いただいているということになってございます。今後、県の協力を仰ぎながら話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、御質問の地方創生推進交付金の活用につきましては、今後の交渉の経過をまず注視しつつ、あらゆる可能性を模索しながら、選択肢の一つであることは間違いないと思いますので、そういう形で検討してまいりたいと考えております。

御理解を賜りたく存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。

まだ交渉前ですので、市として断言できることはなかなか難しいと思います。地方創生推進交付金以外にも、地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金などほかにもありますので、そこは柔軟にどの分野の交付金が合うのかを考えていただき、申請していただければと思います。

今後の牛久シャトーのますますの発展を御期待申し上げまして、次の質問に移ります。

2番目の質問といたしまして、AEDの増設、既存の設置についての質問をさせていただきます。

AEDの設置については以前にも質問をさせていただいておりますが、新設も含めた現在の設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 市では平成19年度よりAED設置に取り組んでおり、現在市役所、運動公園、生涯学習センターなどの公共施設に25台、各小中学校、幼稚園、保育園等に25台、各行政区の集会所等に71台、コンビニエンスストアに26台、合計147台の設置を行っているところです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 147台設置があるという御答弁をいただきました。

また、設置の増設、既存の設置の使いやすさについてのお伺いをいたします。

もちろんAEDは緊急性を考え設置していることは承知をしておりますが、せつかくの設置ですので、より市民の皆様が緊急を要した際に早急に使えるように努めることが課題であります。特に、使用事例の多い部活動を含む学校生活内において、職員室などに設置があると思いますけれども、校庭、体育館にも増設すべきと考えます。市のお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 突然の心停止から命を救うため、AEDは非常に重要な役割を担っております。したがって、なるべく多くの場所への設置が必要であると認識しておりますが、非常に高価な精密機器であり、導入から耐用年数の経過数7年を迎えるまでには本体1台当たり約20万円、パッド、バッテリー

一の交換などで約4万円等、多大なコストを要するという現実もございます。現在のところは先ほどの147台を維持するとともに、新たに建設される公共施設や集会所等への設置について、適宜増設していく計画でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 大変なコストがかかるので難しいという答弁をいただきました。

現状のインターネット上のAEDマップの見直しについての質問をさせていただきます。もっと詳細を書くべきではないかの御指摘をいただきました。ことし4月に奥野小学校区子供会のドッジボールと低学年スポーツ企画のコーチ陣と役員さんたちが、もしものときに救える命を救えるようにと、実験型の救命救急訓練を行った際のお話をお聞きいたしました。実地訓練の際、事前に小学校からAEDの位置、職員不在で鍵がかかっていた場合のたたき割る窓の確認や鍵のあけ方等の確認が行われたようでありますが、AEDマップには設置の施設名しか載っていないため、そういった訓練をしていない方は、施設のどこにあるのか、時間外で施錠してある場合、窓を割って取り出さなくてはいけない等の記載をすべきであるという点でございます。

また、AEDマップを開かなくても施設内でもわかりやすいよう、設置場所へわかりやすいサインをつける必要があると考えます。御協力をいただいているコンビニなどでは24時間の営業が多いので、終日の貸し出しが可能となりますが、特に学校や保育園など終日あいていない施設への設置も多く見受けられます。終日あいていない施設の設置場所での使用を要した場合、施錠してある場合もあり、窓ガラスを壊し、入り、使用しなくてはならない場合も想定できます。また、使用現場により近い場所で設置してあるAEDを使用しやすいよう、市民、設置協力先に周知する必要が重要であると考えます。スポーツ団体などは試合などで市内のさまざまな学校へ行くことも多いと思いますので、事前に確認できるように、AEDマップへの詳細な記載についてのお考え、加えて、設置場所への施錠されている場合は窓を割って使用してください等のサインを設置場所周辺に表示するおつもりはあるかについてもお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市が設置したAEDマップは市ホームページなどで閲覧することができます。なお、マップ上ではAEDのロゴで設置場所を図示しており、そのロゴをクリックするとAEDが置かれている具体的な場所、例えば学校であれば職員室などが表示されるようになっております。この機能につきましては、従来説明資料がなかったことから、このたび本機能の説明をマップ上に追加いたしました。また、緊急時にAEDを円滑に御使用いただけるよう、AEDの使用を求められた場合にはちゅうちょなく、また、迅速に使用してもらえよう、設置施設の管理者宛てに改めて依頼しておりますので、御理解のほど賜りたいと思います。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 年間の維持や設置に関するコストを考えると、なかなか増設は難しいという回答をいただきましたが、人命優先、1秒を争う緊急性の中、いかに迅速に使用できるかが課題となります。設置すればいいわけではなく、設置場所で最大限の使いやすさを追求することも責務であると考えます。根本市長は、万が一の危険に備え、児童たちに登下校中に使用するヘルメットの配布をお考えでありますので、大変危機管理、救命救急に関心があるのがわかります。AEDはスポーツ時に使用することも多いので、体育館または校庭から一番に使いやすくすべきだと思います。

ちょっと調べましたところ、近隣の龍ヶ崎市などでは、学校の校舎の外側に設置をしているところが多くあります。外側であれば、休日、校庭、体育館などを使用する際、窓を割る必要もなく、その後の修理費などの影響も少なくなると思います。また、その学校等を利用していない場合、保育園、いろんなところのその施設を使用していない場合、一番近いところにあるものを、外側にあれば一番使いやすいと思いますので、公共性も保たれるメリットもあると思いますが、サインをつけていただけるような答弁はいただきましたけれども、外側につけるといってお考えもあるか、ぜひ市長に伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） AEDは非常に精密な機械でありまして、保管場所というのも非常に考慮しなきゃいけないということも現実でございます。そして、外に設置しますと、そういう機械でございますし、また設置するにも非常に工事がかかるということでございまして、工事がかかるからやるんじゃないけれども、現在でも、やはり学校の中においても、窓を割って使用しても可ということで、それは恐らく皆さんにもいろんな場面でも伝えてあるのかなと思いますので、そこでそういうクリアはできるのかなという感じもいたしますが、ただ、これからのいろんな事例を参考にいたしまして、どういう設置場所がいいのか、これもまたこれから私たちの課題なのかなという形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。

使いやすくするために考えていってくれるという答弁をいただきましたので、また調査研究していただき、新設する際は外側につける等の御検討もお願いをいたします。

続いて3番目の質問に移ります。ごみの有料化についての質問であります。

近年、全国各自治体でごみ処理事業に係る問題が重要視されつつあります。ごみ処理施設の老朽化や廃棄されるごみの増量化等、課題は山積みであります。

本市においてもこの件を懸念し、堆肥処理事業などさまざまな施策を行ってきましたが、リサイクルには莫大な費用がかかることも明らかとなり、ごみ処理事業費の削減やエコを推進する上で本末転倒になってしまう結果の場合もあり得るでしょう。処理費用の軽減を考えれば、減量化できることが一番有効であり、減量

化したければごみ袋の値上げなどで有料化の話が出てくるわけであります。市のごみ減量化推進審議会において17年10月に家庭ごみ有料化の有効性の諮問がなされ、18年3月に一定の有効性があるとの答申がなされました。その後、同8月に有料化の手法、金額、その他の導入条件を諮問、有料化方式として単純従量制ほか導入条件が答申されておりますが、その後の進捗のないまま現在に至っております。

減量化を考え、ごみ廃棄の有料化に踏み切っている自治体が多くなってきておりますが、本市についてはどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 長田議員の御質問にお答えいたします。

ことし10月より、隣接する土浦市が家庭ごみの有料化を開始し、茨城県内においては土浦市を含め、約半数に当たる20の市町村が家庭ごみの有料化を実施している状況でございます。

本市においては、牛久市廃棄物減量等推進審議会にて過去2回、家庭ごみの有料化について審議をし、答申をいただいている状況です。審議会からの答申内容は、家庭ごみの有料化は一定の有効性を持ち得るものであり、減量効果や負担の公平性、導入コスト等を勘案し、45リットルのごみ袋換算で1袋当たり50円以上100円未満にすることが望ましく、導入するに当たっては、市民一人一人に一定の義務と負担を強いものであることから、市議会はもとより住民合意が前提になるとの答申をいただいております。

昨年、平成29年度、牛久市廃棄物減量等推進審議会において16歳以上の市民、男女合計1,000人を対象に実施したごみの減量化・資源化促進のためのアンケートの中で、家庭ごみの有料化に賛成か否かについて質問した結果は、回答件数425件のうち329件の77%が反対というものでございました。また、ごみ総排出量は人口の増加に反し平成26年度以降減少傾向を示しておりますが、いまだ可燃ごみ、不燃ごみの中には資源物である雑紙、飲料用の瓶、缶が多く混入している状況であり、継続して啓発活動に取り組み、ごみ減量に努めていかなければならないと考えております。

なお、家庭ごみ有料化の導入につきましては、今回の審議会においても、以前と同様にその有効性は認められておりますが、土浦市の導入による市民やマスコミの反応はまだまだ肯定的ではありません。牛久市においては、ごみ総排出量の推移、民意、社会情勢等を注視しながら調査研究してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 現在のところ有料化についてのお考えはないような答弁をいただきました。おっしゃっていただいたように、土浦市などでは踏み切っておりますし、過去に私がごみ袋をレジ袋型へ改良してほしい旨の質問の際、市長からも、有料化も考えていくとの答弁を何度かいただいていることでもありますので、今後の動向が気になっているところでございます。

県内の半数以上の20の自治体で有料化を行っているということですので、今後やむを得ず視野に入れる

のであれば、市民が納得できるような調査研究が必要であると考えます。

先日26日に、土浦市のごみの有料化、ごみ袋の値上げについての特集がテレビ報道でなされました。土浦市のごみ袋の大幅な値上げは千葉県の野田市の成功事例を参考にしたようであります。野田市は土浦よりも高い40リットル10枚800円以上となっておりますが、そのかわり世帯人数に合わせてある程度のごみ袋を無料配布し、足りない場合は購入するという方法を取り入れております。この方法でしたら、減量に努めている家庭は負担が少ないし、そうでない、減量に努めていない家庭は負担が多くなるというものなので、頑張れば頑張るほど負担が少ないという点もありますので、そう悪くもないのかなとも思いましたが、両市とも市民へのインタビューでは、ごみ袋の高額への不満、また、スーパーなどのインタビューでも、物すごい不法投棄で悩まされている、大変だという声であふれておりました。報道を見た市民からも、牛久市も有料化になってしまうのかなという心配する声が上がっております。

さまざまなことを考え、今後のごみ処理に関しての調査研究をさらにされるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、家庭ごみの有料化の定義についてですが、牛久市としては、排出抑制によるごみ減量、負担の公平化、住民の意識改革のための手法として、ごみの収集、運搬、処理において市の指定する袋やステッカーなどを用いることで、排出量に応じて市のごみ処理コストの一部を排出された市民に御負担いただくものと考えています。

次に、有料化の具体的な方法として、先ほど議員さんから提案のあった方法もありますけれども、4つの方法が考えられます。単純従量制、累進従量制、それから超過有料制、一定量以下無料、報酬制といった4つの手法がございます。単純従量制とは、指定ごみ袋1枚から料金がかかるものでございます。累進従量制は、指定ごみ袋1枚目から料金がかかりますが、一定枚数を超えると手数料を大幅に引き上げるものです。超過有料制は、指定ごみ袋を一定枚数まで無料で配布し、一定枚数を超えると有料化するという仕組みで、こちらは野田市のやり方だと思います。そして、一定量以下無料、報酬制は、一定枚数まで無料で配布し一定枚数を超えると有料化になりますが、余った枚数に応じて市が報奨金を出すものとなっております。多くの市町村が単純従量制を採用し、単純従量制というのは土浦市の方式ですね、1枚から料金がかかっていく。本年10月より家庭ごみの有料化を開始した土浦市もこの制度でございます。

今後も、有料化導入自治体の家庭ごみ有料化の事例を参考にし、費用対効果、徴収方法、有料化によって得られた財源の使用用途等について調査研究を進めていくとともに、さらなるごみの減量に関する調査研究にも取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。

本市においては少し減量化が進んでいるということですので、それも廃棄物対策課でさまざまな施策をしていることが原因であると思いますので、今後ともそれを続けていただいて、ごみは毎日市民がさわるものですので、大変興味関心が高いところでございます。

今回はごみ袋の改良については触れませんが、ぜひとも、なるべくであれば有料化せずに減量に努められる牛久市になりますことを、これからの研究をお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で12番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時07分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

意見書案第9号の1件及び決議案第3号の1件が提出されましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第61号ないし日程第16、議案第75号の15件を一括議題といたします。

○

議案第61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

議案第62号 牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第74号 損害賠償の額を定めることについて

議案第75号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(板倉 香君) これより議案第61号ないし議案第75号の15件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。答弁に際しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号についての質疑を許します。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、議案第68号について、1点質問いたします。

ページの22、23ページです。

商工費のところの商工振興費の中で、企業誘致に対する積立金増額の問題です。議案の64号と多分関連を思うんですが、今回約4億円近い金額が積立金に積み立てられることになりました。増加が見込まれるということでございますが、実際に何社ぐらい該当する企業があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

今回奨励金として積み立てます3億8,887万円ということになりますけれども、全体で6社の奨励金ということになってございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、31年から3年間の条例改正がされておりますが、現在のところ今6社ということですが、3年間の固定資産税を猶予して、その後の牛久市の税収になってくるということですが、その辺の試算とかそういうのというのはもうされているのかどうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えをいたします。

奨励金なんですけれども、先ほど申しましたように、来年平成31年度は3億8,887万円ということになってございます。その次の年、32年ですと、約3億3,500万円、そのまた次の年、33年になりますと、約3億1,300万という形で奨励金の大きいものが出てきます。

今議員さんからありましたように、3年間奨励金としてお戻ししますので、それ以降はそれなりのといたしますか、固定資産税、都市計画税ということで市の収入になってくるということになってございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 済みません、答弁漏れということで。

試算はされていないということなのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 失礼をいたしました。

我々担当のほうでは、それが幾らになるかということとはちょっと試算はしていませんけれども、3

億8,000万円という大きいお金ですので、これらが終わった後はそれに近い額、もちろん固定資産税ですから少しずつ減るといことはあるかもしれませんが、そういう意味でこれだという試算はちょっとしていないという状況になっています。

以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。11番伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 予算書27ページ、牛久運動公園プールのドーム上屋を解体するにつきまして、こちらは屋根を丸々撤去ということでございますが、破損部分の補修などほかの方法との費用の比較、また、あちらは木も植えてあるところがございますので、屋根を撤去すると落ち葉が舞い込んでくるということも考えられますが、そこら辺の管理のところについてはどのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

まず、今回のドーム上屋の他の工法との比較ということでございますが、修繕した場合どの程度の費用がかかるかというのは、当然比較をしております、比較上積み上げての積算というわけではありませんが、約6億から7億ぐらいのお金がかかるだろうということで、修繕よりは撤去のほうが安いということで、今回の補正予算の計上になったということでございます。

それから、上屋がなくなることによってプールに落ち葉がということですが、当然上屋がなくなることでプールの開放期間というもの、これまでの5月から10月上旬というものが、6月の下旬もしくは7月から9月上旬というふうに縮まっていくということで、落ち葉の季節に関しての開放というのは考えておりませんので、開放が始まる段階でしっかりと清掃をした上で市民の皆様に提供するという形にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） この6億から7億というのは、建物を解体して新たな建物の金額ではなくて、屋根を補修した場合の金額ということでよろしいのか、改めて確認をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

今回の補修の方法といたしまして、御存じのようにドームプールのドームはガラスが全面にあるということで、一度ガラスを全部外して、そこから今度は鉄骨の溶接部分をもう一度やり直すということになりました。結局新たに作るのとそれほど変わらないぐらいの費用がかかるという技術のほうの見解でしたので、今回の工法を選んだということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。4番甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 補正予算書44ページ、平成31年度小学生通学用ヘルメット購入1,820万5,000円の債務負担行為計上についての質問をいたします。

せんだって全員協議会の場合において執行部より、大阪北部地震でのブロック塀の崩壊、通学児童の死亡事故を背景に、通学用のヘルメットの無償配布を行うと説明がありました。これを受け、対象世代の保護者等にヒアリングを行ったところ、夏場は暑そう、低学年は大き目をかぶると思うのでランドセルに当たりそう、それよりも危険な通学路を改善してほしい、遠くの通学、登下校は大変、女の子だと大変である、髪型等を気にする、サイズが変わると買いかえなくてはいけない、お値段が気になる、今かぶっている帽子はどうか、なぜ無償で配布するかなどのお声をいただきました。このようなお話を背景に、何点か質問させていただきます。

1つ目として、市内小学生通学路において危険箇所の把握をされているのか。また、把握箇所の改善をどのように対応されているのか。

2点目といたしまして、本市においては、ひたち野うしく中学校建設や、エスカドビルの敷金返還問題や購入問題などの財政的懸案事項が多々ある中で、なぜ今このような予算をかけていくのか。また、導入後も、将来にわたり支出があり、それをどのように考えていらっしゃるのか。

3点目といたしまして、市が負担し保護者に受益者負担を求めないのはなぜなのか、お尋ねします。

4点目といたしまして、対象者保護者などに調査され、市民要求であるのか。調査をされたのであれば、調査対象の方々がどなたであったのかも確認をいたしたいと思います。

最後に、11月28日付の茨城新聞に、市内全児童にヘルメットと、27日の発表の記事があったが、なぜ議会の議決を待たずに発表されたのか。

以上、5点の質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 甲斐議員の5点に関する御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず1点目でございます。危険箇所の把握はしているかということでございますが、こちらにつきましては、大阪北部地震発生直後に市内の学校全て、そして通学路の点検を行いまして、学校のほうは特に危険という結果はありませんでしたが、通学路においては、約180カ所に上る危険と思われる、あくまでもこれは民有地ですので確かに危険かどうかという判断まではできませんので、と思われる箇所があったという報告を受けているところでございます。

2点目といたしまして、将来にわたって支出が続くだろうということでございます。確かに、今回導入を予定しております通学時のヘルメットに関しましてはSGマークというマークがついておりまして、こちらは有効期間が3年ということになりますので、4年目に買いかえという形が必要になります。現在入札が終

わっていないということではっきりとした値段というものは決定していないわけですが、大体小学生の児童ですと1年生と4年生を同時に買うということになりますと、大体費用としては400万円から500万円ぐらいの費用がかかってくるであろうと。子供たちの安全・安心に関して年間400万円から500万円の経常的な支出というものは、やはり命のことを考えると決して高い金額ではないだろうという判断であります。

3点目の受益者負担金を求めないのはなぜかということですが、やはり子供の安全ということを第一に考えておりますし、家庭の経済状況によって負担ができなくてかぶれないという事態を起ささないためにも、全員無償の配布ということを決めたところでございます。

それから、市民からの要求があったかということですが、これは議員からもありましたように、全員協議会でも御説明しましたが、今回の導入の直接的な経緯としては大阪北部地震によって小学校の児童が亡くなったということで、その地震によって調査を行った危険箇所、そちらについて180カ所に上る箇所があった。しかし、それは私有地であるために、行政として直接改修ができない部分もあるということで、まずは児童にみずからの身を守っていただくという指導とともに、安全性を高める上での対策ということで決定したものですので、特に市民要求ということではございませんでした。

それから、議会の議決のお話ですが、もちろんこれは議会の議決が必要な状況ですので、あくまでも新聞社さんにも、議会の議決をいただいた上でという前提で全てお話をしていますので、教育委員会のホームページの中でも、あくまでも計画中ということで議会の御承認をいただいた上で実施するということを記載させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 4番と5番に再質問をさせていただきたいと思います。

再質問というか私の意見になってしまうんですけども、市民の要求がなかったということでありましたけれども、私はこの件を受けましてヒアリング等を行いましたら、反対したいという声がすごくあって、5番の新聞報道を見まして、決定事項のような記事記載があったということで、その辺誤解を生むような市民の認識がありました。

質問としましては、その辺をどのように考えるか、一応質問します。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再質問にお答えをいたします。

反対意見ということで最初に議員がおっしゃられた、例えば暑そうだとか、サイズが合わなくなったら、いろんなそういった実物を見ていないことによって、どんなものが来るのかなど。一番、多分保護者の方に身近なものは、今中学生の自転車通学で使っているヘルメットがイメージとしては出るかと思うんですが、

そういう問題というものは事前に我々も県の調査等で把握をしております、暑そうであったり髪型が崩れるだとかという、そういう問題は当然把握しておりました。そういうこともありましたので、なるべく通気性のよい、また軽量のものということで品物を選んでいるという状況もございます。当然サイズにつきましてもフレキシブルな、調節機能がついているものですので、成長とともに頭の大きさが大きくなっても、ある程度対応できますし、サイズもMサイズ、Lサイズという2種類から選べるということもございます。そういった中で反対意見というのが議員のヒアリングの中でたくさんあったということでございますが、あくまでも子供たちの安全を第一に考えてということが市の意思でございますので、実際にほかの自治体のお話を聞いても、やはり導入前はいろいろ保護者から御意見をいただけたけれども、導入したらば、全然そういう御意見はなくなったということもございますので、牛久市が行う今回のヘルメットに関しても、なるべくそういった保護者様の不安等に配慮した形でのものを配布したいと考えておりますので、実証していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。22番石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 予算書23ページになります。先ほど遠藤議員からも出たことございますが、企業を誘致し進出希望企業を審査するというので約3億9,000万円ということの補正でございますが、部長の答弁では6社という企業の数が出たわけでございます。そうしますと、その6社というのは既に本市に対して進出が決まっているのかどうか。決まっているとすれば、それは工業団地がもうあきがないわけにありますので、オーダーメイド方式での対応をされようとしているのか。明確にさせていただきたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 御質問にお答えしたいと思います。

この奨励金というのは、製造業、運搬業、情報通信業の企業が牛久市に工場や事務所を新設または増設した場合に、固定資産税と都市計画税相当額を3年間奨励金として交付するものでございます。つまり、もう既に工業団地等に進出していただいた企業が納めていただいたものを、その相当額として、31年度からちょっと大きい額が奨励金として交付されるという事業でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうしますと、今新たに牛久市に進出しようとしている企業は具体的にはないという理解でよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えします。

新たにということであれば、今現在はそういうお話はありませんけれども、今進出しております企業さんが増設、増築、そういうお話は若干ですが伺っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

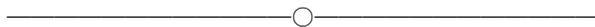
○議長（板倉 香君） 以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号及び議案第75号の2件についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第74号及び議案第75号の2件についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17、意見書案第9号について議題といたします。



意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書（案）。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。増税、年金カット・医療・介護などの社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少しています。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば全国で35%の世帯が無貯金とのこと。全国の生活保護受給者は平成29年度で164万世帯214万人。秋田県は1万1,658世帯1万5,080人の方が受給しています。暮らしは苦しくなる一方です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されます。消費税は生活費課税です。

ところが、政府は平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。消費税率10%への引き上げで一人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり（4人家族）8万6,000円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかです。

加えて、税率引き上げと同時に実施を行う軽減税率には、重大な問題が指摘されています。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など、10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しています。今必要なことは、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで、よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第9号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18、決議案第3号について議題といたします。



決議案第3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

○議長（板倉 香君） ここで、1番藤田尚美君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔1番藤田尚美君退席〕

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 決議案を読み上げまして、提案とさせていただきます。

非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議（案）。

保育士不足が全国的な課題になっています。

保育士が不足しているのは、保育士の資格を持った人が少ないからではありません。保育士の平均給与は社会人平均よりも月約10万円低いと言われており、他方で、幼児の生命を預かる責任は重く、仕事量は多く、労働時間が長いなど、保育士の不十分な労働環境が、全国で保育士不足を深刻化させているのです。

そして、保育士不足が保育園待機児童を増加させています。牛久市でも79名の待機児童が存在しており、そのうち41名が保育士不足によるものです。そして、保育士不足は、保育の質の低下、保育園の環境悪化にも影響するものです。

牛久市議会は、平成29年6月定例会で「保育士の処遇改善を求める決議」を賛成多数で可決しました。

平成30年度予算では、牛久市の民間施設の正規雇用保育士に対する、月1万5,000円の上乗せ補助を実現しました。これは重要な一歩です。

しかし、パートや非常勤などの非正規雇用の保育士は補助の対象に含まれていません。市立保育園の非常勤も含め、非正規雇用保育士の労働環境は、正規と同様の仕事量であります。

全国保育協議会の平成28年の調査によれば、非正規雇用の保育士・保育教諭を配置する保育施設は、全体の91.6%を占めています。公立は2人に1人、私立は3人に1人が非正規雇用保育士です。5年前の調査結果85.9%と比べても増加傾向にあり、保育施設を運営する上で、非正規雇用保育士が重要な戦力となっていることが明らかになりました。

この非正規雇用保育士のやる気を維持し引き上げることなしに、保育士不足を解消することはできません。牛久市議会は牛久市に対し、次のもう一歩として、市立保育園も含めた非正規雇用保育士の処遇改善のために、労働時間に応じた上乗せ補助を実現するよう、強く求めるものです。

以上、決議する。

議員諸氏の御理解と御賛同をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。

ここで、1番藤田尚美君の入場を許します。

〔1番藤田尚美君入場〕

○議長（板倉 香君） ただいま議題となっております議案第61号ないし議案第75号の15件、意見書案第9号の1件、決議案第3号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管委員会付託いたします。

平成30年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

- 議案第 61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 議案第 62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例について
- 議案第 63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第 74号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 75号 損害賠償の額を定めることについて
- 意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

- 議案第 65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

決議案第 3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

◎産業建設常任委員会

議案第 64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第 66号 牛久市宮土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

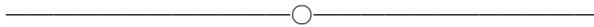
議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ

議案第 70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板倉 香君） つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、12月20日の本会議に審査の経過及び結果を報告されますようお願いいたします。

次に、日程第19、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす14日から19日までの6日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、あす14日から19日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時44分散会